

# 令和 8 年度川崎市立高津中学校いじめ防止基本方針

## 1 令和 8 年度 学校経営計画

- 教育基本法
- 学校教育法
- 学習指導要領
- かわさき教育プラン
- 夢教育 2 1 推進事業

- 学校教育目標**
- 敬愛** 思いやりの心をもとう  
豊かな人間性、思いやりの心、礼儀正しい言葉づかいや態度
  - 忍耐** 苦しさに耐える意志をもとう  
粘り強く取り組む姿勢、目標に向かって最後までやり抜く姿勢
  - 向学** 学習の意欲をもとう  
進んで学ぼうとする姿勢、自ら学ぼうとする意欲と学習習慣
  - 健康** 丈夫な体にきたえよう  
健康を意識したよりよい生活習慣、健康な心と体を鍛える

**【中期経営目標】（5年目標） → 学校経営の4つの評価領域**

| 『豊かな心』   | 『確かな学力』  | 『社会性の充実・<br>健やかな心身』  | 『開かれた学校』<br>『教職員の働き方改革』   |
|--|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○豊かな心の育成</li> <li>○支援教育の充実</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○確かな学力を育む</li> <li>○自ら学ぶ力を育む</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○体験活動の充実</li> <li>○キャリア教育の推進</li> <li>○健康的な生活</li> <li>○働き方改革の推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○開かれた学校づくりの推進</li> <li>○地域活動の充実</li> </ul> |

**【短期経営目標・重点目標】**

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○人権尊重教育の推進</li> <li>○支援教育の推進</li> <li>○道徳教育の充実</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○確かな学力を育む</li> <li>○自ら学ぶ力を育む</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○体験活動の充実</li> <li>○キャリア教育の推進</li> <li>○基本的な生活習慣の確立</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○開かれた学校づくりの推進</li> <li>○創立 8 0 周年の取組の推進</li> <li>○教職員の働き方改革の推進</li> </ul> |
|--|--|--|--|

**【具体的な取り組み】**

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート、教育相談による予防的対応の充実</li> <li>・個別の教育支援計画を軸とした連携体制の整備</li> <li>・スタディールームの有効活用の推進</li> <li>・授業におけるユニバーサルデザイン化の推進</li> <li>・多様な考え方感じ方に触れて「考え、議論する」道徳の実践の推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT 機器の積極的な活用を図り、自ら学ぼうとする姿勢の育成を図る</li> <li>・学習評価の場面や方法を工夫し指導改善を図る</li> <li>・川崎市学習状況調査の結果を分析し、授業改善を図る</li> <li>・総合的な学習の時間における探求的な学習の充実を図る</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級活動や生徒会活動の活性化を図り、その支援を推進</li> <li>・豊かな体験活動を通じて、「キャリア在り方生き方教育」の推進</li> <li>・規則正しい生活習慣・運動習慣化を推進</li> <li>・生徒が主体的に取り組み、潜在能力を発揮できる部活動運営の実践</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校たより、学年通信、学校 HP 等の積極的な発信による情報提供を図る</li> <li>・地域活動への積極的な参加を通じ地域の中の学校という意識の醸成を図る</li> <li>・地域連携による防災教育等を推進し、危機回避能力の育成を図る</li> <li>・ICT を活用した事務執行の効率化と業務改善の推進</li> </ul> |
|---|---|--|--|

## 【川崎市の方針】

### 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のようにとらえることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

### いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 2 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。また、定期的に「校内いじめ防止対策会議」を実施し、いじめの未然防止に努めます。

#### ①学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくり、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修などを実施します。

#### ②生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

#### ④生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

### ①日常のきめ細やかな観察

普通の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

### ②相談体制の整備

教育相談の期間を設けるなど、学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。年間行事計画において、教育相談期間を設定いたします。

### ③定期的なアンケート・チェックシートの実施

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導方法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

## (3) 校内いじめ防止対策会議・校内いじめ対策ケース会議の設置

### ①校内いじめ防止対策会議の設置

いじめの未然防止、いじめの早期発見のため、「校内いじめ防止対策会議」を設置し、定期的に会議を行います。

### ②校内いじめ防止対策会議の役割

「校内いじめ防止対策会議」は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

## (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立します。

### ①校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があった際に、管理職、生徒指導担、支援教育Coおよび関係職員で構成された当会議を迅速に立ち上げます。

### ②校内いじめ対策ケース会議の役割

いじめの疑いがある情報があった際に、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導體制の決定をし、管理職のリーダーシップのもと解決に向けた支援・指導を行うとともに保護者との連携を組織的に進めます

### ③いじめられた生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

### ④いじめた生徒への指導

- いかなる事情があってもいじめはあってはならないこと、くりかえさないよう指導します。
- いじめという行為はよくないことと理解させ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、悪かったところ、どうすべきであったかかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に進めます。

### ⑤周囲の生徒への指導

- 同調や見て見ぬふりは、いじめという行為と同じであることを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

### ⑥保護者への対応

- いじめに関係した生徒指導の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 3 重大事態への対応

### (1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態とといいます。

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。また、生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たります。

### (2) 事実を明確にするための調査

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの実態関係を、可能な限り網羅的に明確にします。なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 4 令和8年度いじめ防止対策組織・役割分担

### 【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、教務主任、学年主任、個別支援学級主任、  
生徒指導・教育相談担当、支援教育コーディネーター、養護教諭、  
スクールカウンセラー、部活動顧問会代表者【必要に応じて】  
スクールソーシャルワーカー【要請による派遣】

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（校長）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（校長、教頭、枝）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（堀田、枝）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（枝）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（各学年主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・（校長、教頭、枝）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（枝）
  - 1年・・・・・・・・・・・・（笠木）            2年・・・・・・・・・・・・（亀山）
  - 3年・・・・・・・・・・・・（橋詰）            個別支援学級・・・・・・・・（大野）
- 保健・健康面での相談・（野口）
- 特別な教育的ニーズのある生徒への対応・・・・・・・・・・・・（花野）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（保科）
 

（スクールソーシャルワーカー）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（花野、教頭）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（枝、九里）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（枝）
- ・学校運営協議会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（堀田）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（枝）
- ・家庭センター（児童相談所）との連携・・・・・・・・・・・・（枝）

**5 令和8年度いじめ防止等対策年間計画**

| 月 | 活 動 内 容（校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等）   |
|---|---|
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の「いじめ防止基本方針」の策定と生徒・保護者等への公表</li> <li>・基本方針や重点目標、年間指導計画等の確認、対策会議構成員と役割分担の確認</li> <li>・いじめの未然防止、早期発見・早期対応、報告書の作成等に関する研修の実施</li> <li>・教育課程説明会での学校運営方針等の説明</li> <li>・「かわさき共生＊共育プログラム」の年間指導計画の確認</li> </ul> |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認</li> <li>・教育相談に向けたアンケートによる生徒への聴き取り</li> </ul>   |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認</li> <li>・生徒指導点検強化月間の取組</li> <li>・学校運営協議会で、いじめ防止基本方針等の説明</li> </ul>   |

|    |  |
|----|--|
| 7  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針や夏休み期間中の対応等についての確認</li> <li>・携帯電話・スマートフォンの使い方の指導</li> <li>・三者面談による保護者との情報の共有</li> </ul>   |
| 8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認</li> <li>・教育相談に向けたアンケートの実施と聴き取り</li> </ul>   |
| 9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認</li> <li>・前期の反省とまとめ、後期の具体的な取組の確認</li> </ul>  |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認</li> <li>・三者面談による保護者との情報の共有</li> <li>・文化祭・ふれあいフェスティバル等での地域・保護者との交流</li> </ul>  |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認</li> <li>・授業参観・学級懇談会（新入生保護者説明会）の実施</li> </ul>  |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認</li> <li>・「いじめ防止標語」への取組と応募</li> <li>・教育相談に向けたアンケートの実施と聴き取り</li> </ul>  |
| 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認</li> <li>・学校生活（生徒）・教育活動（保護者）についてのアンケートの実施と結果の公表</li> <li>・学校生活・教育活動についてのアンケート結果等を踏まえた自己評価の実施</li> </ul>                    |
| 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認</li> <li>・学校体制振り返り月間の取組 ・生徒の居場所としての学校という視点での自己点検</li> <li>・学校運営協議会への取組状況の報告</li> <li>・学校評価の結果等に基づく今年度の成果や課題等の検証</li> </ul> |
| 3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認</li> <li>・次年度に向けての基本方針等の見直し</li> <li>・薬物乱用防止教室の実施</li> </ul>   |

## ◎本校のいじめ防止に向けた取組

### 学校としての取組

- 定期的な「校内いじめ防止対策会議」の実施と「校内いじめ対策ケース会議」の必要時における迅速な立ち上げ
- 教育相談月間実施に向けた事前アンケートの実施（5月、8月、12月、※その他必要に応じて）
  - アンケート回答結果による個々の生徒の意識や実態等の把握
- 教育相談月間の実施（5月、8月、12月、※その他必要に応じて）
  - 担任との面談による個々の生徒の意識や実態等の把握
- 道徳教育や特別活動等における人権尊重教育の実施
  - 自尊感情や他者を思いやる心の育成
- かわさき共生＊共育プログラムの実施
  - 生徒相互の望ましい人間関係の構築
- キャリア在り方生き方教育の実施
  - 社会的自立に必要な能力・態度、共生・協働の精神の育成
- いじめ防止標語への取組と応募（全学年）
  - 生徒のいじめ防止に対する意識の高揚

## 生徒の自主的な取組

- 生徒総会の開催（2回）
  - 年間の活動の振り返り（2月）
- 生徒集会の実施（月1回）
  - いじめ防止の呼びかけ、学年等からの発表、集団活動等による人間関係づくり
- 生徒会や学年委員会等が分担しての朝のあいさつ運動の実施
  - 明るく元気な学校づくり、生徒の仲間意識を高める取組
- エコキャップ回収や募金活動の実施
  - 思いやりや福祉への意識を高める取組
- 小学生との交流
  - 中学校体験入学、部活動体験等による小学生との交流

## 保護者の取組 (PTA 活動)

- ふれあいフェスティバルの実施

## 地域住民の取組

- 高津総合型スポーツクラブSELFとの連携
  - 学校内での日常的な生徒への声かけと連携、笑顔フェスティバル（地域教育会議主催）や防災教育等における協力